

平成22年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	3. 民生費	事業名	1. 青少年育成一般事務費			
項	3. 児童福祉費	細事業名				
目	7. 青少年対策費	担当課・係	児童青少年課	(執行課: 児童青少年課)		

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業								(単位: 千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳									一般財源
要求額	0	89	要 求									89
決定額			決 定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策	英知を伝え、心豊かに明日を育むまちづくり/みんなで青少年を育てるまちづくり/青少年育成計画を作成し、総合的						
	【青少年育成計画の策定に関する業務】	施策体系コード	03-03-01-10-10			事業番号	181-1		
	青少年に係る様々な問題の解決をはかるため、青少年の実態を調査し、佐倉市青少年育成本部での検討を経て、青少年育成計画を策定します。	総事業費	1,561千円			事業期間	平成18年度～平成22年度		
		年度別事業費	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
			1,400	0	0	72	89		
		(事業実施に関する根拠法令) 子ども・若者育成支援推進法							

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 佐倉市青少年育成計画(平成18年度～22年度:5カ年)を見直し、次期5カ年計画を青少年による策定委員会を設置し、計画策定を行う。 「子ども・若者育成支援推進法」(平成21年法律番号71号)により「子ども若者計画」の策定について市町村の努力義務が明記され、それらとの関連性も含め策定する。	(事業の目的) 児童生徒、青少年の健全育成等に関する各種取り組みを把握、体系化し、家庭、学校、地域、行政が多様な連携を図る指針を作成する。 また、青少年による計画策定委員会を設置し、青少年の社会参加を育む機会を提供する。	(事業の効果) 児童生徒、青少年の健全育成等に関する各種取り組みを把握、体系化することにより、家庭、学校、地域、行政における新たな事業の創出、連携や各種事業の充実、改廃が図られることが期待される。
(事業実施上の問題点) 次期佐倉市総合計画の理念、次世代育成支援行動計画、佐倉市教育ビジョン等の計画との整合性を図りながら、青少年の意見を取り組んでいく。	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項) 佐倉市青少年育成計画を「子ども・若者育成支援推進法」における「子ども・若者計画」に移行することも検討が必要である。